

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後			現 行		
(略) 0 (略) 1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第1の解釈 (略)			(略) 0 (略) 1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第1の解釈 (略)		
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
1	(略)	(略)	1	(略)	(略)
2	(略)	(略)	2	(略)	(略)
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>断面積</u>	<u>水平方向の断面積の最大値をいう。</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	直線上の変位を測定するもの	(略)		直線上の変位を測定するもの	(略)
	<u>貨物等省令第1条第十七号ロ(一)中の</u>			<u>レーザー干渉計を除く。</u>	<u>(新設)</u>

	<u>非接触型の測定システム</u>				
	(略)	(略)		(略)	(略)
	アクチニド又はそのふっ化物のイオン化用に設計したイオン源	(略)		アクチニド又はそのふっ化物のイオン化用に設計したイオン源	(略)
	<u>貨物等省令第1条第三十八号中の圧力計</u>	<u>測定された圧力を信号に変換する機能を有するものをいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
3	(略)	(略)	3	(略)	(略)
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>断面積</u>	<u>水平方向の断面積の最大値をいう。</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	呼び径	内容物が弁に入る接続端と弁から出る接続端のいずれか小さい方の接続端の呼び径をいう。		<u>呼び径が10A超の弁</u>	内容物が弁に入る接続端と弁から出る接続端のいずれか小さい方の接続端の呼び径が10A超のものをいう。
	<u>閉止部分</u>	<u>流体を制御するために可動し、弁閉止時に閉止機能を果たす部分をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
3の2	(略)	(略)	3の2	(略)	(略)
	アンデアン・	(略)		アンデアン・	(略)

ポテト・ラテ ント・ウイル ス	
<u>水胞性口炎ウ イルス</u>	<u>Vesicular stomatitis virusをいう。</u>
テュクロウイ ルス	(略)
<u>ハンタンウイ ルス</u>	<u>Hantaan virusをいう。</u>
<u>ブタエンテロ ウイルス九型</u>	<u>別名豚水胞病ウイルスともいう。</u>
(略)	(略)
<u>貨物等省令第 2条の2第1 項第二号中の ウェルシュ菌</u>	<u>イプシロン毒素を産 出するウェルシュ菌 の株のみが規制対象 であり、食品の試験 及び品質管理のため に用いられるウェル シュ菌株は除く。</u>
牛肺疫菌（小 コロニー型）	(略)
<u>志賀赤痢菌</u>	<u>Shigella dysenteriaeをいう。</u>
山羊伝染性胸 膜肺炎菌 F 3 8 株	(略)

ポテト・ラテ ント・ウイル ス	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
テュクロウイ ルス	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
牛肺疫菌（小 コロニー型）	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
山羊伝染性胸 膜肺炎菌 F 3 8 株	(略)

	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
	(略)	(略)
4	(略)	(略)
5	(略)	(略)
	機械的合金法	(略)
	<u>プラズマ噴霧法</u>	<u>不活性ガス雰囲気中でプラズマトーチを使用して、熔融流体又は固体金属を直径500マイクロメートル以下の滴の状態にする方法をいう。</u>
	(略)	(略)
	貨物等省令第4条第十三号イ中のビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド又は芳香族ポリエーテルイミド	熱、放射線若しくは触媒による作用その他外部からの作用により重合化又は架橋することができるもの又は熱分解を経ずに <u>熔融</u> することができるものをいう。
(略)	(略)	
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

	ウェルシュ菌	<u>イプシロン毒素を産生するウェルシュ菌の株であって、食品の試験及び品質管理のために陽性の培養に利用され、かつ、移送されたものは含まない。</u>
	(略)	(略)
4	(略)	(略)
5	(略)	(略)
	機械的合金法	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)
	貨物等省令第4条第十三号イ中のビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド又は芳香族ポリエーテルイミド	熱、放射線、触媒による作用その他外部からの作用により重合化することができるもの又は熱分解を経ずに <u>融解</u> することができるものをいう。
(略)	(略)	
	<u>熱変形温度</u>	<u>IS075-2(2004)又は同等の国家規格によって測定されるものとする。</u>

	(略)	(略)
	貨物等省令第4条第十五号イ、ロ、ハ及びホ (一) 2 中の有機繊維、炭素繊維、無機繊維	(略)
	(略)	(略)
6	(略)	(略)
	貨物等省令第5条第二号イ、ロ及びハ中の位置決め精度	(略)
	貨物等省令第5条第二号ホ中の精度	一般に不正確さとして測定され、採用される標準又は真値に対する表示値の正又は負の最大偏差をいう。
	(略)	(略)
7	(略)	(略)
	データを連続して出力することができる	(略)
	貨物等省令第6条第十号ハ	内部トリガー又は外部トリガーにより可能なものをいう。

	(略)	(略)
	貨物等省令第4条第十五号イ、ロ及びハ中の有機繊維、炭素繊維、無機繊維	(略)
	(略)	(略)
6	(略)	(略)
	貨物等省令第5条中の位置決め精度	(略)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
7	(略)	(略)
	データを連続して出力することができる	(略)
	(新設)	(新設)

	<u>中のトリガーにより取得するもの</u>	
	(略)	(略)
	信号発生器	任意波形発生器及びファンクションジェネレーターを含む。任意波形発生器又はファンクションジェネレーターの最大出力周波数は、次のいずれかに従って評価する。 イ カタログ等に最大出力周波数が表記されている場合は当該仕様 ロ カタログ等に最大出力周波数が表記されていない場合はサンプル毎秒で表したサンプルレートを2.5で除して算出されるもの
	(略)	(略)
	<u>スペクトラムアナライザー</u>	(略)
		<u>(削る)</u>
	貨物等省令第6条第十二号ニに該当する <u>スペクトラムアナライザー</u>	(略)
	(略)	(略)
8	(略)	(略)

	(略)	(略)
	<u>周波数シンセサイザーを用いた信号発生器</u>	任意波形発生器及びファンクションジェネレーターを含む。任意波形発生器又はファンクションジェネレーターの最大合成出力周波数は、次のいずれかに従って評価する。 イ カタログ等に最大合成出力周波数が表記されている場合は当該仕様 ロ カタログ等に最大合成出力周波数が表記されていない場合はサンプル毎秒で表したサンプルレートを2.5で除して算出されるもの
	(略)	(略)
	<u>無線周波数分析器</u>	(略)
		<u>スペクトラムアナライザーを含む。</u>
	貨物等省令第6条第十二号ニに該当する <u>無線周波数分析器</u>	(略)
	(略)	(略)
8	(略)	(略)

加重最高性能	<p>加重最高性能（APP）は、64ビット以上の浮動小数点加算と乗算を実行するデジタル電子計算機に適用される加重された最高性能である。</p> <p>算出方法で使用する略語を次に示す。</p> <p>n：（略）</p> <p>i：プロセッサ番号（<u>1</u>, …, n）（略）</p> <p>注1～注5 （略）</p> <p>注6 集合体で性能を向上するように特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの組み合わせについては、APPを算出しなければならない。</p> <p>注 <u>1) 集積回路のダイ</u>に対しては、同じダイ上にある全てのプロセッサ及びアクセラレータであって、同時に動作するものをAPP算出の対象としなければならない。</p> <p><u>2) プロセッサの組み合わせが記憶装置を共有する</u>とは、<u>任意のプロセッサが、いかなるソフトウェアの機構の関与なしに、キャッシュラインやメモリワードでのハードウェア</u></p>		加重最高性能	<p>加重最高性能（APP）は、64ビット以上の浮動小数点加算と乗算を実行するデジタル電子計算機に適用される加重された最高性能である。</p> <p>算出方法で使用する略語を次に示す。</p> <p>n：（略）</p> <p>i：プロセッサ番号（<u>i</u>, …, n）（略）</p> <p>注1～注5 （略）</p> <p>注6 <u>1) 集合体で性能を向上するように特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの組み合わせ、または、2) 特別に設計したハードウェアを用いて同時動作させている複数の記憶装置とプロセッサとの組み合わせ</u>については、APPを算出しなければならない。</p> <p>注 集積回路のダイに対しては、同じダイ上にある全てのプロセッサ及びアクセラレータであって、同時に動作するものをAPP算出の対象としなければならない。</p>
--------	--	--	--------	--

		<p><u>ア</u>伝送を介してシステム内の任意のメモリロケーションにアクセス可能な時をいう。なお、貨物等省令第7条第三号ホに該当するデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品を使用することにより実現するものを含む。</p>			
	(略)	(略)			注7 (略)
9	(略)	(略)			(略)
	貨物等省令第8条第九号から第十二号までの規定中の装置若しくはシステム又はその部分品	<p>暗号機能又は秘密保護機能を有する電子計算機若しくはその附属品若しくはその部分品を含む。</p> <p><u>他の貨物の部分品である場合においても、貨物等省令第8条第九号から第十二号に基づいて判定するものとする。</u></p>	(略)		(略)
	<u>貨物等省令第8条第九号中の操作、管理又は保守</u>	<p>次のいずれか一つ以上に該当する作業をいう。</p> <p>イ 次のいずれかの確立又は管理</p> <p>(一) <u>使用者又は管理者のアカウント又は権限</u></p>			(略)
				(新設)	(新設)
					注7 (略)
	(略)	(略)			(略)
9	(略)	(略)			(略)
	貨物等省令第8条第九号から第十二号までの規定中の装置若しくはシステム又はその部分品	<p>暗号機能又は秘密保護機能を有する電子計算機若しくはその附属品若しくはその部分品を含む。</p>			(略)
				(新設)	(新設)

- (二) ある貨物又はあるプログラムの設定
- (三) (一) 又は (二) を支援するための認証データ
- ロ ある貨物若しくはあるプログラムの稼働状態又は性能の監視又は管理
- ハ イ又はロを支援するためのログ又は検査データの管理

注：操作、管理又は保守には、次に掲げるいずれかの作業又はそれらに関連する鍵管理機能は含まない。

- 1 イ (一) 又は (二) を支援するための認証データの確立又は管理に直接関係しない暗号機能の提供又は機能向上
- 2 ある貨物又はあるプログラムのフォワーディングプレーンやデータプレーンにおいて暗号機能を実現させるもの

暗号機能有効化の手段

製造者により提供される安全な仕組み（使用者が暗号機能を有効化する又は使用可能にすることができるよう、装置又はソフトウェアと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置又はソフトウェアのために顧客と一対一で対応するものに限る。）によって、使用者が暗号機能を有効化する又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう（例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証を

貨物等省令第8条第九号ヨ中の暗号機能有効化

製造者により提供される安全な仕組み（使用者が暗号機能を有効化する又は使用可能にすることができるよう装置又は顧客と一対一で対応するものに限る。）によって、使用者が暗号機能を有効化する又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術により実現されるものをいう（例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証手段をいう。）。

	するものをいう。)	
(削る)	(削る)	
へからツまでのいずれかに該当するもの	へからツまでに掲げる装置に使用するように特別に設計した暗号機能を実現するための部分品を含む。	
(略)	(略)	
暗号解析を行うように設計したもの	リバースエンジニアリングの方法により暗号解析機能(平文、パスワード又は暗号鍵を含む、秘密の変数又は機密データを抽出するために暗号の仕組みを解読するよう設計された機能。)を実行するように設計したものを含む。	
(略)	(略)	

電子組立品、モジュール若しくは集積回路	他の貨物の部分品又は電子組立品である場合においても、貨物等省令第8条第九号に基づいて判定するものとする。	
へからレまでのいずれかに該当するもの	へからレまでに掲げる装置に使用するように特別に設計した電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。	
(略)	(略)	
暗号解析を行うように設計したもの	リバースエンジニアリングの方法により暗号解析を行うように設計したものを含む。	
(略)	(略)	

	貨物等省令第8条第九号ヨ (二) 中の暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ使用可能となるもの	暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ使用者による暗号機能の使用が可能になるものをいう。			貨物等省令第8条第九号ヨ (二) 中の暗号機能有効化の手段によつてのみ使用可能となるもの	暗号機能有効化の手段によつてのみ使用者による暗号機能の使用が可能になるものをいう。		
	<u>汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー</u>		<u>特定の機能を有するように専用設計された計算機能を有する装置又はサーバーを除く。</u>		<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	
	情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置	情報又は通信の秘密を保持することを目的として漏えいを防止するように設計したものに <u>限る。</u>			情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置	情報又は通信の秘密を保持することを目的として漏えいを防止するように設計したものに <u>限り、電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。</u>		
	(略)	(略)			(略)	(略)		
	盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム	物理層で盗聴の検知機能を実現するものに <u>限る。</u>			盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム	物理層で盗聴の検知機能を実現するものに <u>限る。</u>	<u>電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。</u>	
	(略)	(略)			(略)	(略)		
10	(略)	(略)			(略)	(略)		
	走査効率	センサーが作動することができる最大			走査効率	センサーが作動することができる最大		

	<p>速度（メートル毎秒）にスワス毎の音響走査領域数の最大値を乗じて得られた値をいう。</p> <p><u>二方向に音響走査領域を作り出すシステム（3Dソナー）については、いずれかの方向の走査効率の最大値が用いられる。</u></p>
(略)	(略)
<p>貨物等省令第9条第一号イ（四）の音響送波器</p>	<p>輸出令別表第1の中欄のいずれかに掲げられた貨物（<u>貨物等省令第9条第一号若しくは第二号又は第14条第六号に該当するものを除く。</u>）に使用するように特別に設計したものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。</p>
(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<p>貨物等省令第9条第一号イ（四）中の自由音場における送波器の実効音響中心から基準距離にある主軸上の音圧レベル</p>	<p>音源レベルは、最大反応軸及び音響送波器の遠距離音場に従って定義され、次に掲げる式を用いて送波電圧感度から算定する。</p> <p>音源レベルの二乗平均平方根＝（送波電圧感度＋20log×駆動電圧）デシベル <u>（デシベルの基準値は1メートルに対して1マイクロパスカル）</u></p>

	<p>速度（メートル毎秒）にスワス毎の音響走査領域数の最大値を乗じて得られた値をいう。</p>
(略)	(略)
<p>第9条第一号イ（四）の音響送波器</p>	<p>輸出令別表第1の中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。</p>
(略)	(略)
音響出力密度	音響出力を輻射面の面積と動作周波数の積で除したものをいう。
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

(略)	(略)	
貨物等省令第9条第八号ロ(四)中の電子式のフレミングカメラ	(略)	
貨物等省令第9条第八号ロ(五)中の電子式カメラ	(略)	
(略)	(略)	
貨物等省令第9条第八号イ(二)及びロ(十)中のフォーカルプレーンアレーを組み込んだもの	(略)	次のいずれかに該当するものを除く。 イ・ロ (略) ハ フォーカルプレーンアレー(貨物等省令第9条第三号ニ(一)2又はホ(二)に該当するものに限る。)を組み込んだものであって、次のいずれかに該当するもの (一)・(二) (略) (三) 民生用の乗用車に組み込むため

(略)	(略)	
第9条第八号ロ(四)中の電子式のフレミングカメラ	(略)	
第9条第八号ロ(五)中の電子式カメラ	(略)	
(略)	(略)	
貨物等省令第9条第八号イ(二)及びロ(十)中のフォーカルプレーンアレーを組み込んだもの	(略)	次のいずれかに該当するものを除く。 イ・ロ (略) ハ フォーカルプレーンアレー(貨物等省令第9条第三号ニ(一)2又はホ(二)に該当するものに限る。)を組み込んだものであって、次のいずれかに該当するもの (一)・(二) (略) (三) 民生用の総重量3トン未満の乗

に設計した
カメラであ
って、次の
全てに該当
するもの

1 車両内
部のカメ
ラの配置
や構造が
、専ら運
転者に乗
用車の安
全運転を
補助する
ためのも
の

用車に組み
込むために
設計したカ
メラであっ
て、当該乗
用車又は特
に設計した
保守用の試
験装置に組
み込まれた
場合にのみ
作動するも
ののうち、
当該乗用車
又は特に設
計した保守
用の試験装
置から取り
外された場
合には機能
しないよう
にするため
の機構を有
するもの
(新設)

2 次のい
ずれかに
組み込ま
れた場合
にのみ作
動するも
の

一 民生
用の乗
用車で
あって
、総重
量が4
、50
0キロ
グラム
未満の
もの

二 特に
設計し
た保守
用の試
験装置

3 取り外
された場
合には機
能しない
ようにす
るための
機構を有
するもの

ニ フォーカルプ
レーンアレー（
貨物等省令第9
条第三号ニ（一

（新設）

（新設）

ニ フォーカルプ
レーンアレー（
貨物等省令第9
条第三号ニ（一

) 1六又はホ (一) 6に該当するものに限る。
) を組み込んだものであって、次のいずれかに該当するもの
(一) (略)
(二) 民生用の乗用車又は乗客用及び車両用フェリーに組み込むために設計したカメラであって、次の全てに該当するもの

) 1六又はホ (一) 6に該当するものに限る。
) を組み込んだものであって、次のいずれかに該当するもの
(一) (略)
(二) 民生用の総重量3トン未満の乗用車又は全長6.5メートル以上の乗客用及び車両用フェリーに組み込むために設計したカメラであって、当該乗用車若しくは乗客用及び車両用フェリー又は特に設計した保守用の試験装置に組み込まれた場合のみ作動するもののうち、これらから取り外された場合

1 車両又はフェリー内部のカメラの配置や構造が、専ら運転者に乗用車又はフェリーの安全運転を補助するためのもの

2 次のいずれかに組み込まれた場合にのみ作動するもの

一 民生用の乗用車であって、総重量が4、500キログラム

には機能しないようにするための機構を有するもの
(新設)

(新設)

		<p>未満の もの 二 乗客 用及び 車両用 フェリ ーであ って、 全長が 65メ ートル 以上の もの 三 特に 設計し た保守 用の試 験装置 3 取り外 された場 合には機 能しない ようにす るための 機構を有 するもの (三)・(四) (略)</p>				<p>(新設)</p> <p>(三)・(四) (略)</p>
<p>貨物等省令第 9条第九号イ (一) 2、(四) 2 及び第 十号ホ (三) 3 二中のレー</p>	<p>ISO 21254-1:2011 に基 づいて測定するものをいう。</p>			<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	

レーザー損傷閾値	
(略)	(略)
波長可変レーザー発振器	2の「波長可変レーザー発振器」の解釈に同じ。
	<u>(削る)</u>
(略)	(略)
光学ガラス	(略)
<u>貨物等省令第9条第十六号ヌ中のダブルクラッドファイバー</u>	<u>エンドキャップ付のファイバーを含む。</u>
<u>貨物等省令第9条第十六号ヌ(一)2及</u>	<u>ファイバーの放射波長で測定されるものをいう。</u>

(略)	(略)
波長可変レーザー発振器	2の「波長可変レーザー発振器」の解釈に同じ。
	<u>チタンサファイアレーザー発振器、トリウムワイエージレーザー発振器、トリウムワイエスジージーレーザー発振器、アレキサンドライトレーザー発振器、カラーセンターレーザー発振器、色素レーザー発振器又は液体レーザー発振器を含む。</u>
(略)	(略)
光学ガラス	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	<u>び(二) 2 中の開口数</u>				
	(略)	(略)		(略)	(略)
1 1	(略)	(略)		1 1	(略)
	<u>貨物等省令第 10 条第一号中のバイアス</u>	(略)			バイアス (略)
	(略)	(略)			(略) (略)
	<u>貨物等省令第 10 条第二号中のバイアス</u>	<u>4 の「ドリフトレート」の解釈に同じ。</u>			<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
	角度のランダムウォーク	(略)			角度のランダムウォーク (略)
	(略)	(略)			(略) (略)
	民間航空機	<u>本邦又は別表第 2 に掲げる地域のいずれかの政府機関より耐空証明を受けて、国内若しくは国際線の商業運行用又は、法定の民間、個人若しくはビジネス用として登録された形式のものをいう。</u>			民間航空機 <u>4 の「民間航空機」の解釈に同じ。</u>
	位置参照情報	独立して位置情報を提供するものであって、 <u>衛星航法システム及びデータベース参照航法装置を含む。</u>			位置参照情報 独立して位置情報を提供するものであって、 <u>全地球的衛星航法装置及びデータベース参照航法装置を含む。</u>

		注：（略）	
	（略）	（略）	
1 2	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	
	（略）	（略）	
1 3	（略）	（略）	
	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	
	（略）	（略）	
	宇宙空間用の飛しょう体	能動的若しくは受動的衛星又は宇宙探査機をいう。	
		<u>（削る）</u>	
<u>宇宙空間用の飛しょう体のバス</u>	<u>宇宙空間用の飛しょう体の動作に必要な基本システム及び宇宙空間用の飛しょう体のペイロードの搭載場所を備えた装置をいう。</u>		
<u>宇宙空間用の飛しょう体の</u>	<u>宇宙空間用の飛しょう体のバスに取り付けられる装置であって、宇宙空間に</u>		

		注：（略）	
	（略）	（略）	
1 2	<u>水線面積を小さくすることによって造波抵抗を減少させるように設計した船舶</u>	<u>計画運航喫水における水線面積が、計画運航喫水における排水量の3分の2乗に2を乗じた値より小さい船舶をいう。</u> <u>すなわち、計画運航喫水における水線面積 < (計画運航喫水における排水体積)^{2/3} × 2</u>	
	（略）	（略）	
1 3	（略）	（略）	
	民間航空機	<u>4の「民間航空機」の解釈に同じ。</u>	
	（略）	（略）	
	宇宙空間用の飛しょう体	能動的若しくは受動的衛星又は宇宙探査機をいう。	
		<u>ペイロードを除く。</u> <u>—</u>	
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>		
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>		

<u>ペイロード</u>	<u>おける特定の目的（例．通信、監視、科学）を遂行するために設計したものをいう。</u>
<u>遠隔指令又は遠隔測定データ処理</u>	<u>バスデータの管理、保管及び加工処理を含む。</u>
<u>ペイロードデータ処理</u>	<u>ペイロードデータの管理、保管及び加工処理を含む。</u>
<u>姿勢及び軌道の制御</u>	<u>宇宙空間用の飛しょう体の位置及び方向を決定し、制御するためのセンサーによる計測及び動作を含む。</u>
<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>
<u>貨物等省令第12条第十号の二イ中の操縦者</u>	<u>無人航空機の飛行を開始する又はこれに指令を出す者をいう。</u>
<u>貨物等省令第12条第十号の二イ中の視覚</u>	<u>レンズで矯正された又は矯正されていない肉眼の視力をいう。</u>
<u>貨物等省令第</u>	<u>無風の平均海水面における国際標準大</u>

<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>視認できる範囲を超えて人が飛行制御できる機能</u>	<u>4の「視認できる範囲を超えて人が飛行制御できる機能」の解釈に同じ。</u>
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>

	<u>12条第十号の二イ中の最大航続時間</u>	<u>気条件（ISO2533：1975）に対して計算される。</u>
	(略)	(略)
	マッハ数が1.2以上の速度の状態を作ることができる風洞	<p>教育用のものであって、測定部の断面寸法が250ミリメートル未満のものを除く。</p> <p>注：測定部の断面寸法とは、測定部の最大断面位置での円の直径、正方形の一辺又は矩形の長辺をいう。</p>
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
	(略)	(略)
14～15	(略)	(略)

(ロ)～(ニ) (略)
(8) (略)

2～12 (略)
別表第1～別表第7 (略)

	(略)	(略)
	マッハ数が1.2以上の速度の状態を作ることができる風洞	<p>教育用のものであって、測定部の断面寸法が250ミリメートル未満のものを除く。</p>
	<u>測定部の断面寸法</u>	<u>測定部の最大断面位置での円の直径、正方形の一辺又は矩形の長辺をいう。</u>
	(略)	(略)
14～15	(略)	(略)

(ロ)～(ニ) (略)
(8) (略)

2～12 (略)
別表第1～別表第7 (略)